

都市 4 - 1

許認可等の内容	駐車料金の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市営駐車場条例第7条第1項		
担 当 課	都市環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成8年4月1日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>駐車料金の減免は、条例第7条第1項及び条例施行規則第5条各号のいずれかに該当するかどうかについて、審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国又は地方公共団体が、緊急を要する業務を行うため使用する自動車が増車するとき。 これは、実際に緊急を要する業務を行う際に適当な駐車場所を確保することができない場合をいい、単に緊急自動車であることをもって駐車料金を減免しようとするものではない。</li> <li>2 駐車場の監督又は検査のため使用する自動車が増車するとき。</li> <li>3 駐車場の電気、水道、ガスその他の工事に使用する自動車が増車するとき。</li> <li>4 その他市長が駐車料金の減免を適当と認める自動車が増車するとき。 これは、公益上特別の理由があると認める場合に限り駐車料金を減免するものである。ここで「公益上特別の理由」とは、使用料を減免することが、公益的見地から妥当であることをいい、具体的には市又は市の機関が主催する行事等に係る駐車場の利用などである。 なお、減免の程度は、上記1から3までの場合は免除とし、上記4の場合は内容により個々のケースにより判断する。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成12年4月1日 変更日 平成18年4月1日</p>			

都市4-2

許認可等の内容	流水占用料等の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市準用河川流水占用料等徴収条例第4条		
担当課	都市環境課	処分権者	市長
標準処理期間	10日	設定日	平成16年11月1日

審査基準

流水占用料等の減免は、条例第4条の規定に該当するかどうかについて審査し、決定するが、具体的には次のとおりとする。

- 1 流水占用料又は河川産出物採取料の免除を行う場合
  - (1) 国、地方公共団体又は地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業において、公用又は公共用に供する場合
  - (2) 農業、林業又は漁業の経営上必要不可欠と認められる用途に供する場合
  - (3) 前各号に掲げる場合のほか、慣行等から占用料を徴収することが不相当であると市長が認めた場合
- 2 土地占用料の減免を行う物件及び減額後の土地占用料
  - (1) 土地占用料の免除を行う物件
    - ア 公共的団体が設ける水管及び下水道管（ただし、公共の用に供するものに限る。）
    - イ かんがい排水施設その他農業用地の保全及び林業、漁業の経営上必要不可欠と認められる施設
    - ウ 日常生活上必要不可欠と認められる通路（橋を含む。）
    - エ 敷地内の雨水又は汚水を排水するための排水施設
    - オ 電気事業者又は第一種電気通信事業者が設ける架空の河川縦断電線及び各戸引込線
    - カ 公共的団体が設ける有線放送柱、架空の河川縦横断線及び各戸引込線
    - キ 占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱（支線及び支線柱を含む。）
    - ク ガス、電気、第一種電気通信事業者、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管
    - ケ 鉄道事業法（昭和62年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に供するものの用に供する施設のうち、河川が無償で鉄道等の敷地を使用する場合
    - コ 公職選挙法による選挙運動のために使用する立札及び看板の類
    - サ カーブミラー、くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく、交通安全、河川の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件
    - シ 道路、鉄道その他公共の用に供する工作物又は施設と相互に効用を兼ねる河川（河川管理者の取得している権原が占用又は使用貸借である場合に限り。）における占用物件で他の工作物若しくは施設の管理者が占用料の徴収を行う物件。ただし、管理協定が成立している場合は、当該協定による。
    - ス 灯籠、石碑その他これに類する工作物で慣行的なもの
    - セ バス停留所の上屋
    - ソ 営利目的でなく、恒例による祭典、縁日その他の催しのため一時的に占用するもの
    - タ 前各号に掲げる物件のほか、慣行等から占用料を徴収することが不相当であると市長が認めた物件
  - (2) 土地占用料の減額を行う物件及び減額後の土地占用料

土地占用料の減額することができる物件の種類	減額後の土地占用料
(1) 電線類を地中化した場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 昭和62年4月1日以降、既存の架空線を撤去し、新たに地下埋設し、占用許可を行った物件</li> <li>イ 昭和62年4月1日以降、電線類が上空に設置されていない河川において地下埋設し、占用許可を行った物件</li> </ol>	条例で定める額の1/6

#### 都市 4 - 3

許認可等の内容	既納流水占用料等の還付		
根拠法令及び条項	鳥取市準用河川流水占用料等徴収条例第 6 条ただし書		
担 当 課	都市環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>1 既納流水占用料等の還付は、条例第 6 条ただし書の規定により、法第 100 条第 1 項において準用する法第 75 条第 2 項の規定により準用河川の占用の取消し等を行った場合において行うことができることとされている。具体的には、次に掲げる場合に行う。</p> <p>(1) 河川工事のためやむを得ない必要がある場合</p> <p>(2) 河川の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合に個別の事情を考慮して適当と認めた場合</p> <p>2 還付する割合は、許可の取消し等を行った日の属する月の翌月分からとする。</p>			

#### 都市 4 - 4

許認可等の内容	清算金の分割徴収		
根拠法令及び条項	鳥取都市計画事業千代水第二土地区画整理事業施行条例第 21 条第 1 項		
担 当 課	都市環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	20 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>1 納付すべき清算金が 10 万円以上であること。</p> <p>2 申し出た分割回数で条例別表 2 に定める期間内に納付を完了できること。</p> <p>3 納付すべき清算金の額、納付期限等の通知があった日から 2 週間以内に申し出ていること。ただし、次に掲げる場合には 3 か月を限度とし期限経過後の分割納付の申出を認めることとする。</p> <p>(1) 納付すべき者の死亡により、債務を継承する者が申し出る場合</p> <p>(2) 失業、病気により著しく経済状態が変化した場合</p>			

都市 4 - 5

許認可等の内容	延滞金の免除		
根拠法令及び条項	鳥取都市計画事業千代水第二土地区画整理事業施行条例第 23 条第 5 項		
担 当 課	都市環境課	処分権者	市長
標準処理期間	7 日	設定日	平成 8 年 4 月 1 日
<p><b>審査基準</b></p> <p>天災、火災、疾病などにより、収入が減少し、又は多額の出費を要する状態が継続するなど延滞金の免除が必要と認められるもの。</p>			

都市 4 - 6

許認可等の内容	都市公園における行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市都市公園条例第 3 条第 1 項		
担 当 課	都市環境課	処分権者	市長ほか
標準処理期間	7 日	設定日	平成 8 年 4 月 1 日
<p><b>審査基準</b></p> <p>都市公園における行商、募金、写真撮影、興行、展示会等の催しなどの行為の許可は、条例第 3 条第 4 項の規定により当該行為が公衆の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り行うことができるとされている。ここで、「公衆の利用に支障を及ぼさない」とは、当該行為を公園内で行う必要性和当該行為の内容、規模などにより個別に判断することとなるが、次のいずれかに該当するときは、許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備若しくは器具等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</li> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 から 3 までの場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。 また、都市公園の設置の目的から判断して不適当な使用の目的又はその形態等であれば、許可しない場合もある。</li> </ol>			

## 都市 4 - 7

許認可等の内容	都市公園における行為の許可の変更の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市都市公園条例第3条第3項		
担 当 課	都市環境課	処分権者	市長ほか
標準処理期間	7日	設定日	平成8年4月1日
<b>審査基準</b> 「都市公園における行為の許可」の審査基準を準用する。			

## 都市 4 - 8

許認可等の内容	利用の許可（有料公園施設）		
根拠法令及び条項	鳥取市都市公園条例第17条の4		
担 当 課	都市環境課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成9年4月1日
<b>審査基準</b> 有料公園施設の利用許可に当たって、次のいずれかに該当するときは、許可を行わないものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</li> <li>2 施設、設備若しくは備品等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。ここで、「暴力団の利益となると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</li> <li>4 その他管理上支障があると認められるとき。  ここで「その他管理上支障があるととき」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。  すなわち客観的にみて周辺の環境を害すると判断される場合とか、他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが予想される場合をいう。加えて、津ノ井ニュータウン野球場の利用に当たっては施設の目的及び規模等から次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ソフトボール場として利用する場合は、すべての市民の利用に供する。</li> <li>(2) 野球場として利用する場合は、中学生以下の生徒又は児童に限る。</li> </ol> </li> </ol>			
変更日 平成 25 年 4 月 1 日			

都市 4 - 9

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市都市公園条例第 11 条		
担 当 課	都市環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>使用料の減免は、条例第 11 条の規定により、公益上その他の理由があると認められる場合に行うことができるとされている。ここで「公益上その他の理由」とは、具体的に次のいずれかに該当する場合などをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技会、展示会、写真撮影などの催しのため公園の一部を占有して使用する場合で当該行為が営利を目的とせず、かつ、入場料等の料金を徴収しないもので地域住民のふれあいの場として使用する場合</li> <li>2 水道管、下水管、ガス管等で地下に埋設するもので、国、地方公共団体、その他公共的団体において公用、公共用に供する場合</li> <li>3 町内会、公園愛護会等が遊具等公園施設を設置し、地域住民の利用に供する場合</li> <li>4 町内会、公園愛護会等が公園の維持管理を行うための用具等を保管する工作物及び防災器具庫等を設ける場合</li> <li>5 国、地方公共団体が主催し、公園の一部を占有して使用する場合。</li> <li>6 市内にある学校教育法による学校（高等学校及び大学を除く。）の学校教育活動の一環として、幼児、児童又は生徒が使用する場合 例：市内中学校の部活動、市内幼稚園の活動、市内保育園の活動、 鳥取市小学校体育連盟主催の大会、鳥取市中学校体育連盟主催の大会など</li> <li>7 高等学校体育連盟が主催する大会で使用する場合</li> <li>8 鳥取市体育協会が主催するスポーツ教室で使用する場合 なお、使用料の減免を受けようとする者は、施行規則第 7 条に規定する減免申請書を提出しなければならない。また、減免の程度は、個々のケースにより判断する。</li> </ol>			

## 都市 4-10

許認可等の内容	既納使用料の還付		
根拠法令及び条項	鳥取市都市公園条例第 12 条		
担 当 課	都市環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>既納使用料の還付は、条例第 12 条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに還付を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害その他使用又は占用の許可を受けた者の責任でない理由によって、使用又は占有できないとき。</li> <li>2 公益上又は本市の都合により使用又は占用の許可を取り消す必要が生じ、許可を取り消したとき。</li> <li>3 使用又は占用の開始前に使用又は占用の許可の取消しを申し出てその理由があると認めたととき。</li> <li>4 その他市長において必要があると認めたととき。</li> </ol> <p>なお、還付する額は、使用又は占用の許可の残期間などに応じ、個々のケースにより判断する。</p>			

## 都市 4-11

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市安蔵公園の設置及び管理に関する条例第 6 条		
担 当 課	都市環境課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>安蔵公園の施設の利用の許可は、条例第 11 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備若しくは器具等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</li> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 から 3 までの場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。</p> <p>つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。</p> <p>また、公園施設の設置の目的から判断して不適当な利用の目的又はその形態等であれば、許可しない場合もある。</p> <p>なお、スーパースライダーの利用の許可については条例施行規則第 4 条、スキー場の利用の許可については同規則第 6 条に掲げる基準を満たすことが必要である。</p>			

都市 4-14

許認可等の内容	安蔵公園における行為の許可（変更を含む。）		
根拠法令及び条項	鳥取市安蔵公園の設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	都市環境課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>安蔵公園における行為の許可は、その行為を公園内で行う必要性和条例第 11 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、行為の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備若しくは器具等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。ここで、「暴力団の利益となると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</li> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 から 3 までの場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。 また、公園施設の設置の目的から判断して不適当な使用の目的又はその形態等であれば、許可しない場合もある。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成 25 年 4 月 1 日</p>			

都市 4-15

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市用瀬町運動公園の設置及び管理に関する条例第 5 条第 1 項		
担 当 課	都市環境課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
<p><b>審 査 基 準</b></p> <p>運動公園の利用の許可は、第 6 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。ここで、「暴力団の利益となると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</li> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 及び 2 の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は運動公園設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成 24 年 4 月 1 日</p>			



都市 4-16

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市用瀬町運動公園の設置及び管理に関する条例第 11 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	都市環境課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	1 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。</li> <li>2 運動公園で当該行為を行う必要性があり、かつ、運動公園の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</li> </ol>			

都市 4-17

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市営美保球場の設置及び管理に関する条例第 5 条第 1 項		
担 当 課	都市環境課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>美保球場の利用の許可は、条例第 6 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備若しくは器具等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</li> <li>4 その他の管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 及び 2 の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。 また、球場の設置の目的から判断して不適当な利用の目的又はその形態等であれば、許可しない場合もある。</li> </ol>			
変更日 平成 24 年 4 月 1 日			

## 都市 4-20

許認可等の内容	特別な設備等の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市営美保球場の設置及び管理に関する条例第 12 条		
担 当 課	都市環境課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>特別な設備等の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。</p> <p>2 球場に当該設備等を設ける必要性があり、かつ、球場の用途、目的を妨げないと認められること。</p> <p>3 容易かつ確実に原状に回復することができることと認められること。</p>			

## 都市 4-21

許認可等の内容	物品販売等の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市営美保球場の設置及び管理に関する条例第 16 条		
担 当 課	都市環境課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b>			
<p>物品販売等の行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。</p> <p>2 球場で当該行為を行う必要性があり、かつ、球場の用途、目的を妨げないと認められること。</p> <p>具体的には、野球大会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における野球用品の販売などがある。</p>			

都市 4-22

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第5条第1項		
担 当 課	都市環境課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	7日	設 定 日	平成10年4月1日
<p><b>審査基準</b></p> <p>鳥取市スポーツ広場の使用許可は、条例第4条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備若しくは備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「暴力団の利益となると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「その他管理上支障がある」とは、1から3までの場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険があるときをいう。つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障が生じることを十分に予想できると合理的に認められるときをいう。</p> <p>また、スポーツ広場の設置の目的から判断して不適當な使用の目的又はその形態等であれば、許可しない場合もある。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成24年4月1日</p>			

都市 4-25

許認可等の内容	殿ダム周辺広場における利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市殿ダム周辺広場の設置及び管理に関する条例第5条		
担 当 課	都市環境課	処 分 権 者	市長ほか
標準処理期間	7日	設 定 日	平成26年4月1日
<p><b>審査基準</b></p> <p>周辺広場の使用許可は、条例第5条に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備若しくは備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「暴力団の利益となると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 その他管理上支障があると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「その他管理上支障がある」とは、1から3までの場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険があるときをいう。つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障が生じることを十分に予想できると合理的に認められるときをいう。</p> <p>また、周辺広場の設置の目的から判断して不適當な使用の目的又はその形態等であれば、許可しない場合もある。</p>			

都市 4 -26

許認可等の内容	周辺広場における行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市殿ダム周辺広場の設置及び管理に関する条例第6条第1項		
担 当 課	都市環境課	処分権者	市長ほか
標準処理期間	7日	設定日	平成26年4月1日
<p><b>審査基準</b></p> <p>周辺広場における行商、募金、写真撮影、興行、展示会等の催しなどの行為の許可は、当該行為が公衆の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り行うことができるとされている。</p> <p>ここで、「公衆の利用に支障を及ぼさない」とは、当該行為を広場内で行う必要性和当該行為の内容、規模などにより個別に判断することとなるが、次のいずれかに該当するときは、許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公衆の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>2 施設、設備若しくは器具等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</li> <li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。</li> </ol> <p>ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 その他管理上支障があるとき。</li> </ol> <p>ここで、「その他管理上支障がある」とは、1から3までの場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険があるときをいう。つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障が生じることを十分に予想できると合理的に認められるときをいう。</p> <p>また、周辺広場の設置の目的から判断して不適当な使用の目的又はその形態等であれば、許可しない場合もある。</p>			

都市 4 -27

許認可等の内容	周辺広場における行為の許可の変更の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市殿ダム周辺広場の設置及び管理に関する条例第6条第1項		
担 当 課	都市環境課	処分権者	市長ほか
標準処理期間	7日	設定日	平成26年4月1日
<p><b>審査基準</b></p> <p>「殿ダム周辺広場における行為の許可」の審査基準を準用する。</p>			